

女性のキャリアアップ事業 公募型企画提案説明書

1. 趣旨

県内事業所や市町村で働く女性を対象に、就労意欲の向上を図り、能力を高めることによって離職者の減少、将来の女性管理職を増加させるために、事業所・経済団体の協力を得て官民合同のセミナーを実施する。

また、女性管理職が能力を高めるとともに、管理職同士の交流の機会を創出するためのセミナーを開催する。

2. 業務概要

(1) 業務名

女性のキャリアアップ事業

(2) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託料

金 1, 499, 623 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(4) 委託期間

契約締結日から平成30年1月31日まで

3. 参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 役員等（法人にあっては役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に法律行為を行う能力を有しない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体において代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (4) 参加申込書の提出時点において、奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目 **Q5**(広告・イベント業務)または **Q7**(諸サービス)に登録をしている者であること。
- (5) 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間に、国、都道府県、市町村あるいはこれらで構成員となっている団体（実行委員会等）を契約の相手方として、女性のキャリア形成又は就労継続に関するセミナーの開催業務を2件以上実施した実績を有する者であること。

4. 提出書類

企画提案に参加を希望する者は、次のすべての書類を作成して提出すること。

(1) 企画提案参加申込書類

- ①参加申込書（様式1） 1部
- ②提案者の概要（様式2） 1部
- ③過去の業務実績（様式3） 1部

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間に、国、都道府県、市町村あるいはこれらで構成員となっている団体（実行委員会等）を契約の相手方として、女性のキャリア形成又は就労継続に関するセミナーの開催業務を 2 件以上実施した実績を記載すること。

また、契約書の写しを添付すること。

(2) 企画提案書類

①企画提案書（様式 4）1 部

②企画提案説明書類 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

20 枚以内（片面印刷）とし、原則として A4 版（A3 折り不可）とすること。

副本については法人名、個人名、所在地、連絡先等の提案者名がわかる記載をしないこと。

「8. 企画提案書類の作成について」に従い作成し、簡潔かつ明瞭に記載すること。

5. 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

平成 29 年 5 月 19 日（金）午後 5 時

企画提案に係る質問は、質問票（様式 5）に質問内容を記載の上、下記 12. の担当部課に F A X で提出する。

※送信後必ず電話にて送信した旨を連絡する。

※電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

受け付けた質問については、参加申込書類を提出したすべての者あてに、質問者の氏名等をふせて、平成 29 年 5 月 23 日（火）までに原則として F A X で回答するとともに、奈良県こども・女性局女性活躍推進課のホームページに掲載する。

6. 企画提案参加申込書類の提出

(1) 提出期限

平成 29 年 5 月 30 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記 14 の書類等提出先に提出すること。なお、持参の場合には、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に限り受け付ける。

また、郵送による場合には、書留郵便のほか、簡易書留、宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によるものとし、提出期限の日の午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類

4 の（1）で示す書類

7. 企画提案書類の提出

(1) 提出期限

平成 29 年 6 月 6 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

6 の（2）の「提出方法」のとおり

(3) 提出書類

4 の（2）で示す書類

8. 企画提案書類の作成について

企画提案書類は、以下のとおり作成すること。

(1) 業務遂行方針

- ・女性のキャリアアップ事業の目的を踏まえ、キャリアアップの課題を明らかにするとともに、これまでの業務実績に基づく効果的な業務遂行方針を提案すること。
- ・セミナーの企画や運営をどのような体制で実施するのかを提案すること。

(2) セミナーの企画

- ・各セミナーのプログラム内容について、それぞれの目的に沿った案を提案すること。なお、各セミナーにおけるグループワーク・演習等、実践形式のプログラムについては、具体的な実施内容を提案すること。
- ・「女性のキャリアアップセミナー」及び「女性のキャリア形成セミナー」については、女性ロールモデルの実例をどのように盛り込むのかを提案すること。
- ・「女性のキャリアアップセミナー」及び「女性のキャリア形成セミナー」については、セミナー受講後も、セミナーで学んだ内容の実践を促す工夫を提案すること。
- ・予定している講師について、各セミナーのテーマ・内容と照らし合わせて提案すること。なお、講師の資格・経歴・実績を提示すること。
- ・各セミナーの会場は、参加者の利便性を考慮した場所を提案すること。

(3) 見積額

- ・各項目の積算根拠を示し、詳細に記入すること。

9. 企画提案書類の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

「女性のキャリアアップ事業に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が別紙審査項目に基づき評価点方式により順位付けを行い、最高点を獲得した者を最優秀提案者として特定する。また、審査にあたり、必要に応じて追加資料の提出等を求める場合がある。

なお、総得点が満点の6割に満たない場合は最優秀提案者とししない。また、提案者が1者の場合、評価基準による総得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として特定する。審査の結果、最高得点者が2者以上であった場合は、審査委員会の合議により最優秀提案者を特定する。この場合、評価基準のうちウエイトの高い評価項目の得点を考慮する。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは平成29年6月上旬頃に実施することとし、日時・詳細については企画提案書類の提出があった者に別途通知する。

プレゼンテーションは提出済みの企画提案書類のみで実施することとし、当日配布資料は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、特定後速やかに、各提案者あて書面にて通知する。

(4) 審査結果について

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10. 業務委託契約の締結について

(1) 契約の締結

審査の結果、特定した最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則等に基づき、

すみやかに双方協議のうえ、随意契約による委託契約の締結を行う。

ただし、審査会で特定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行う場合がある。

なお、特定された提案は、受託者を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて奈良県との協議のもと、企画及び運営の業務に当たるものとする。

(2) 契約保証金

契約時に、契約金額の 10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めることになること。

ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあること。

(3) 知的財産権等の取扱い

第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(4) 契約書

受託者と特定された者に対して別途作成・提示する。

1 1. 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までに最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 2. 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が1 1. の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められる場合、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1 3. その他

（1）言語及び通貨

公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（2）提出書類の返却

提出されたすべての書類の返却は行わない。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しないが、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月 30 日奈良県条例第 38 号）に基づき開示する場合がある。

（3）提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めないものとする。

（4）提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

（5）提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①提出書類の提出期限を過ぎたとき。

②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

③本件企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。

④見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積もりをしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

⑤その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

（6）提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

（7）特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合はこの限りではない。

1 4. 書類等提出先・問い合わせ先

奈良県健康福祉部こども・女性局女性活躍推進課女性活躍推進係

〒6 3 0—8 5 0 1 奈良市登大路町 3 0 番地

TEL 0 7 4 2—2 7—8 6 7 9

FAX 0 7 4 2—2 4—5 4 0 3